

2026 年 7 月 13 日

報道関係各位

公益社団法人日本茶業中央会

## 「日本茶」が地理的表示（GI）として登録 農林水産省で初となるナショナル GI

海外で茶製品の流通量が増加する中、外国産の「宇治抹茶」などの知的財産の侵害が顕在化してきているため、公益社団法人日本茶業中央会（会長：上川 陽子）では、茶業の全国団体として日本産茶を包括する「日本茶」について、地理的表示法（GI）に基づいて申請を行い、令和 8 年 7 月 10 日（金）、「日本茶」（農林水産大臣登録第 179 号）として登録されましたので、お知らせします。

日本茶 GI は、国全体を生産地とするいわゆるナショナル GI として日本酒 GI に次いで、農林水産省所管の GI 産品として初めて登録されました。今後、茶製品の容器包装などに GI マークを付けて日本茶の名称と併せて宇治抹茶等の地域名称や個社のブランド名称をセットで表記することが可能となります。その名称の不正使用に対しては、外国（現状 EU・英国）との相互保護や模倣品対策の充実により、国内外において、模倣品の排除やフリーライドの防止が促進されて、日本茶ブランド保護を図る一助となります。

地理的表示法（GI）に基づいて今回登録された日本茶を含む 3 産品については、農林水産省ホームページに掲載されていますので、詳しくはこちらをご参照下さい。

[https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu\\_kokusai/chizai/260710.html](https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chizai/260710.html)

登録証の授与式においては、山下副大臣から上川会長に登録証が授与され、その後、山下副大臣、上川会長と茶関係団体の代表を交えて、茶製品の生産や流通・販売の課題について意見交換しました。

